

岩手県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
細川歯科医院	大船渡市大船渡町字茶屋前101番地	平成23年3月11日
照井歯科医院	花巻市材木町12番27号	平成23年12月9日